

(案)

防人服(事)第 号
30. .大臣官房長
各局長
施設等機関の長
各幕僚長
情報本部長 殿
防衛監察監
各地方防衛局長
防衛装備庁長官事務次官
(公印省略)

服務規律の徹底について(通達)

現在、防衛省においては、自衛隊員の規律違反を根絶する観点から、「規律違反の根絶に向けた防衛大臣指示(平成29年10月27日。防衛大臣指示第2号)」に基づき、規律違反を根絶するための各種対策を行っている。

こうした取組の最中であって、先日、国会議員に対して自衛官が暴言を含む不適切な発言を行った行為は、隊員としてあってはならない規律違反である。

各部隊の指揮官等は、管下の隊員に、今回の事案を踏まえ、隊員一人一人に課せられた品位を保つ義務をはじめとする服務義務について、再度周知徹底されたい。

記

- 1 速やかに、今回の事案に関する教育資料(議員等から指摘された文民統制の確保に関する事等も含む。)を作成し、教育機関及び各部隊に配布した上で、全隊員に必要な教育を実施
- 2 自衛隊法(昭和29年法律第165号)第58条に規定する「品位を保つ義務」をはじめ、隊員の服務義務について、改めて、全隊員に周知徹底